

## 岩手県特定給食施設等指導要領

### 1 目的

この要領は、健康増進法(平成 14 年法律第 103 号。以下「法」という。)、同法施行規則(平成 15 年厚生労働省令第 86 号。以下「規則」という。)及び同法施行細則(平成 15 年岩手県規則第 75 号。以下「細則」という。)に基づき、特定給食施設の設置者並びに給食関係者に対し適切な指導を行うことにより、喫食者の栄養改善及び健康の保持増進を図るために必要な事項を定めるものである。

また、令和 2 年 3 月 31 日付健健発 0331 号第 2 号「特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援について」(以下「厚生労働省通知」という。)に基づき、地域全体の健康増進への効果の程度を勘案し、「1 回 50 食以上又は 1 日 100 食以上」供給する施設に対し、法に準ずる指導を行うことを定めるものである。

### 2 指導対象施設

盛岡市保健所管内を除く県内の特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち、1 回 50 食以上又は 1 日 100 食以上の食事を供給する施設を指導対象施設とする。

このうち、1 回 100 食以上又は 1 日 250 食以上の食事を供給する施設を「特定給食施設」(法第 20 条及び規則第 5 条による施設)、それ以下の施設を「その他の給食施設」として区分する。

#### 指導対象施設の捉え方

- 1 「特定かつ多数」とは、必ずしも同一人の集団を指すものではなく、特定される対象者(例えば学校における児童生徒、病院における患者、社会福祉施設における利用者(入所者)等)を指すものである。
- 2 「継続的に」とは、概ね週 4 日以上かつ 1 か月以上をいう。

### 3 指導対象施設の把握

#### (1) 「特定給食施設」の把握

保健所長は、法第 20 条、規則第 6 条、細則第 2 条、同第 3 条及び同第 4 条に基づく以下の届出により、特定給食施設を把握する。

ただし、廃止前の栄養改善法(以下「旧法」という。)に基づき岩手県栄養改善法施行細則により定められた集団給食施設開始報告書を提出することにより、すでに事業を開始している施設にあっては、当該報告書をもって本給食施設開始届とみなす。この場合、現在の状況が当初の報告書の内容と異なる場合には、変更届の提出を要するものとし、(2)アについてもこの扱いを適用する。

- ア 特定給食施設開始届(細則様式第1号)
- イ 特定給食施設変更届(細則様式第2号)
- ウ 特定給食施設休止(廃止)届(細則様式第3号)

なお、平成11年12月17日施行条例第62号「岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例」において、平成19年4月1日から移譲対象となった次の事務の権限移譲市町村(以下「移譲市町村」という。)が指導対象とする施設については、実際の業務は移譲市町村が行うものの、衛生行政報告例等の報告は保健所が行わなければならないことから、権限移譲後も当該施設の状況を把握しておく必要がある。

具体的には、平成21年1月15日付け保衛第1369号により通知を行った『健康増進法における「特定給食施設の届出の受理・立入検査等」に係る業務を市町村へ権限移譲する際の留意事項』(以下「権限移譲留意事項」という。)の5(4)に示す権限移譲市町村からの報告により把握するものとする。

「岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例」(抜粋)

- 31 健康増進法(平成14年法律第103号。以下この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務
  - (1) 略
  - (2) 法第19条の栄養指導員の任命
  - (3) 法第20条第1項の特定給食施設の設置の届出の受理
  - (4) 法第20条第2項の特定給食施設の変更等の届出の受理
  - (5) 法第21条第1項の特定給食施設の指定
  - (6) 法第22条の栄養管理の実施の指導及び助言
  - (7) 法第23条第1項の特定給食施設の設置者への勧告
  - (8) 法第23条第2項の勧告に係る措置の命令
  - (9) 法第24条第1項の報告の徴収又は立入検査等

#### (2) 「その他の給食施設」の把握

保健所長は、その他の給食施設の把握にも努めるものとし、把握した施設については、(1)に準じて以下の書類の提出について協力を求める。

- ア その他の給食施設開始届(様式第1号)
- イ その他の給食施設変更届(様式第2号)
- ウ その他の給食施設休止(廃止)届(様式第3号)

#### (3) 特性が明らかに異なる特定給食施設等が設置されている場合

同一敷地内に施設の種類や利用者(特定給食施設等を利用して食事の供給を受ける者)の特性が明らかに異なる特定給食施設が複数設置されている場合は、それぞれ別の特定給食施設等として届出をさせるものとする。

#### 4 指導対象施設台帳の整備

保健所長は、3で把握した施設については、別に示す「特定給食施設等台帳」に入

力し、整備する。

## 5 指導対象施設の栄養管理状況の把握及び指導

### (1) 栄養管理状況の把握

保健所長は、法第 18 条第 1 項第 2 号に基づき、栄養管理の実施について必要な指導・助言を行うため、毎年度 7 月 20 日までに提出される以下の報告書により、栄養管理状況を把握する。

ア 特定給食施設栄養管理状況報告書(細則様式第 4 号ア～エ)

イ その他の給食施設栄養管理状況報告書(様式第 4 号ア～エ)

なお、移譲市町村が指導対象とする施設については、直接、移譲市町村に報告書が提出されることとなる。

### (2) 指導計画書の提出

保健所長は、(1)で把握した状況等を勘案し、効率的・効果的な指導・支援を計画的に実施するため、「特定給食施設等指導計画書(様式第 5 号)」を毎年度 8 月 15 日までに健康国保課総括課長宛て提出する。

なお、移譲市町村を所管する保健所については、「権限移譲留意事項」の 5(1)に示す権限移譲市町村から提出された計画書の数値を含めた計画書を作成すること。

### (3) 施設の指導及び支援

保健所長は、法第 21 条及び規則第 9 条に基づく適切な栄養管理の基準並びに厚生労働省通知に基づき、以下の方法により計画的な指導・支援を行うものとする。

ア 効果的な指導・支援を行うため(1)により提出された栄養管理状況報告書の内容等帳票類を確認し、施設において適切な栄養管理が実施されているかを調査するため、必要に応じて巡回等個別指導及び支援をする

イ 同じ課題や問題を持つ施設については、必要に応じてその設置者、施設管理者、給食管理者、管理栄養士、栄養士及び調理師等を対象に、集団指導及び個別指導の場を設け、課題解決に努めること。

なお、法第 21 条第 1 項又は、第 3 の規定による栄養管理の実施の確保について改善が見られない場合は、同法第 22 条、第 23 条、第 24 条に基づく指導及び助言、勧告及び命令、立入検査を行うことがある。

また、指導移譲市町村が指導対象とする施設については、直接、移譲市町村がこれらの業務を行う。

### (4) 施設の指導結果

保健所長は、栄養指導員が行った当該施設の栄養管理の課題や改善策への指導結果について「特定給食施設等栄養指導通知書(様式第 6 号)」により、速やかに

当該施設の管理者に交付する。

#### 6 管理栄養士必置特定給食施設の指定通知等

- (1) 保健所長は、法第 21 条第 1 項に該当する特定給食施設に対し、管理栄養士必置特定給食施設指定書(様式第 7 号)により指定を行う。
- (2) 保健所長は、法第 21 条第 1 項に基づき指定した特定給食施設が指定の基準に達しなくなった場合、管理栄養士必置特定給食施設指定取消通知書(様式第 8 号)により指定の取消しを行う。
- (3) 保健所長は、法第 21 条第 1 項に基づく指定及び指定の取消しを行った場合、管理栄養士必置特定給食施設指定書又は管理栄養士必置特定給食施設指定取消通知書の写しを添付の上、速やかに健康国保課総括課長あて報告するものとする。  
なお、移譲市町村が、権限移譲後新たに(1)の指定又は(2)による取消しを行った場合、「権限移譲留意事項」の 5(3)に示す権限移譲市町村から提出された指定書又は取消通知書の写しも添えて報告するものとする。

#### 7 特定給食施設等指導状況報告

保健所長は、当該年度の「特定給食施設等指導状況報告書(様式第 9 号)」により、翌年度 4 月 10 日までに健康国保課総括課長宛て報告するものとする。

なお、移譲市町村を所管する保健所については、「権限移譲留意事項」の 5(2)に示す権限移譲市町村から提出された報告書の数値を含めた報告書を作成すること。

#### 附則

この要領は、平成 16 年 6 月 22 日から施行する。

集団給食施設栄養指導要領(平成 7 年 2 月 8 日健医第 1915 号)は廃止する。

この要領は、平成 21 年 1 月 15 日から施行する。

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 26 年 5 月 30 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 5 月 31 日から施行する。